

○ 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の 公告	(市経・地域商業課)	25
○ 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の 公告	(市経・地域商業課)	27
○ 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の 公告	(市経・地域商業課)	30
○ 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の 公告	(市経・地域商業課)	32
○ 名古屋市上下水道局指定給水装置工事事業者の指定公告	(上下水・営業課)	34
○ 名古屋市上下水道局指定排水設備工事店の変更公告	(上下水・営業課)	35
雑 報		
○ 公立大学法人名古屋市立大学における財務諸表の公告		36

規 則 の あ ら ま し

- 名古屋市都市公園条例施行細則の一部を改正する規則（第82号）
 - 1 改正内容
細口池公園テニスコートの供用時間を変更します。（別表第 1 関係）
 - 2 施行期日
平成31年 7月 1日から施行します。

 - 職員の給与に関する条例施行規則等の一部を改正する規則（第83号）
 - 1 改正内容
職員の任用に関する規則（昭和33年名古屋市人事委員会規則第 1号）の一部改正に伴い、規定の整理を行います。
 - 2 施行期日
平成30年10月 1日から施行します。
-

達 の あ ら ま し

- 副市長以下代決規程及び区長以下代決規程の一部を改正する規程（第50号）
 - 1 改正内容
 - (1) 生活保護法（昭和25年法律第 144号）及び生活困窮者自立支援法（平成25年法律第 105号）の一部改正に伴い、副市長以下代決規程（平成12年名古屋市達第40号）の規定を整備します。（別表第 2 関係）
 - (2) 生活保護法（昭和25年法律第 144号）の一部改正に伴い、区長以下代決規程（平成12年名古屋市達第41号）の規定を整備します。（別表第 3 関係）
 - 2 施行期日
平成30年10月 1日から施行します。

名古屋市都市公園条例施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年 9 月28日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市規則第82号

名古屋市都市公園条例施行細則の一部を改正する規則

名古屋市都市公園条例施行細則（昭和34年名古屋市規則第14号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中「木ヶ崎公園テニスコート」の次に「、細口池公園テニスコート」を加える。

附 則

この規則は、平成31年 7 月 1 日から施行する。

職員の給与に関する条例施行規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年 9 月28日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市規則第83号

職員の給与に関する条例施行規則等の一部を改正する規則

(職員の給与に関する条例施行規則の一部改正)

第1条 職員の給与に関する条例施行規則（昭和32年名古屋市規則第64号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「別表第2段階別職位表5教育指導職」を「別表第1職種区分表に規定する教育指導職に属する職で同規則別表第2段階別職位表」に改め、「（括弧書の職を除く。）」を削る。

附則第7項を削る。

(初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部改正)

第2条 初任給、昇格及び昇給等に関する規則（昭和32年名古屋市規則第68号）の一部を次のように改正する。

目次中「第29条」を「第28条の3」に改める。

第5条の2中「別表第2段階別職位表4保育職、同表6司書職及び同表11栄養指導職の表に掲げられている」を「別表第1職種区分表に規定する保育

職、司書職及び栄養指導職に属する」に改める。

第28条の3中「別表第2段階別職位表12衛生職の表に掲げられている」を「別表第1職種区分表に規定する衛生職に属する」に、「ものに」を「者に」に改める。

第29条を削る。

別表第2初任給表1行政職給料表の備考第4項中「別表第2段階別職位表10獣医職の表又は同表12衛生職の表に掲げられている」を「別表第1職種区分表に規定する獣医職又は衛生職に属する」に改め、同表の備考第5項中「別表第2段階別職位表12衛生職の表に掲げられている」を「別表第1職種区分表に規定する衛生職に属する」に改める。

別表第2初任給表8医療職給料表(2)の備考第5項中「本表」を「この表」に、「別表第2段階別職位表11栄養指導職の表に掲げられている」を「別表第1職種区分表に規定する栄養指導職に属する」に改め、同表の備考第6項中「別表第2段階別職位表9薬剤職の表に掲げられている」を「別表第1職種区分表に規定する薬剤職に属する」に改める。

(管理職手当規則の一部改正)

第3条 管理職手当規則(昭和32年名古屋市規則第67号)の一部を次のように改正する。

附則第4項中「別表第2段階別職位表5教育指導職」を「別表第1職種区分表に規定する教育指導職に属する職で同規則別表第2段階別職位表」に改める。

(初任給調整手当規則の一部改正)

第4条 初任給調整手当規則(昭和37年名古屋市規則第8号)の一部を次のように改正する。

附則第8項中「8医事職」を削る。

附 則

この規則は、平成30年10月1日から施行する。

名古屋市告示第 560号

土壤汚染対策法に基づく形質変更時届出区域の指定及び市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例に基づく形質変更時届出管理区域の指定の解除について

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第 1項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域を指定します。この指定に伴い、市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例（平成15年名古屋市条例第15号）第58条の 8第 3項の規定に基づき、当該区域に係る形質変更時届出管理区域の指定を解除します。なお、当該区域は、土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第58条第 5項第11号及び市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例施行細則（平成15年名古屋市規則第 117号）第53条の 7第 1号エに該当します。

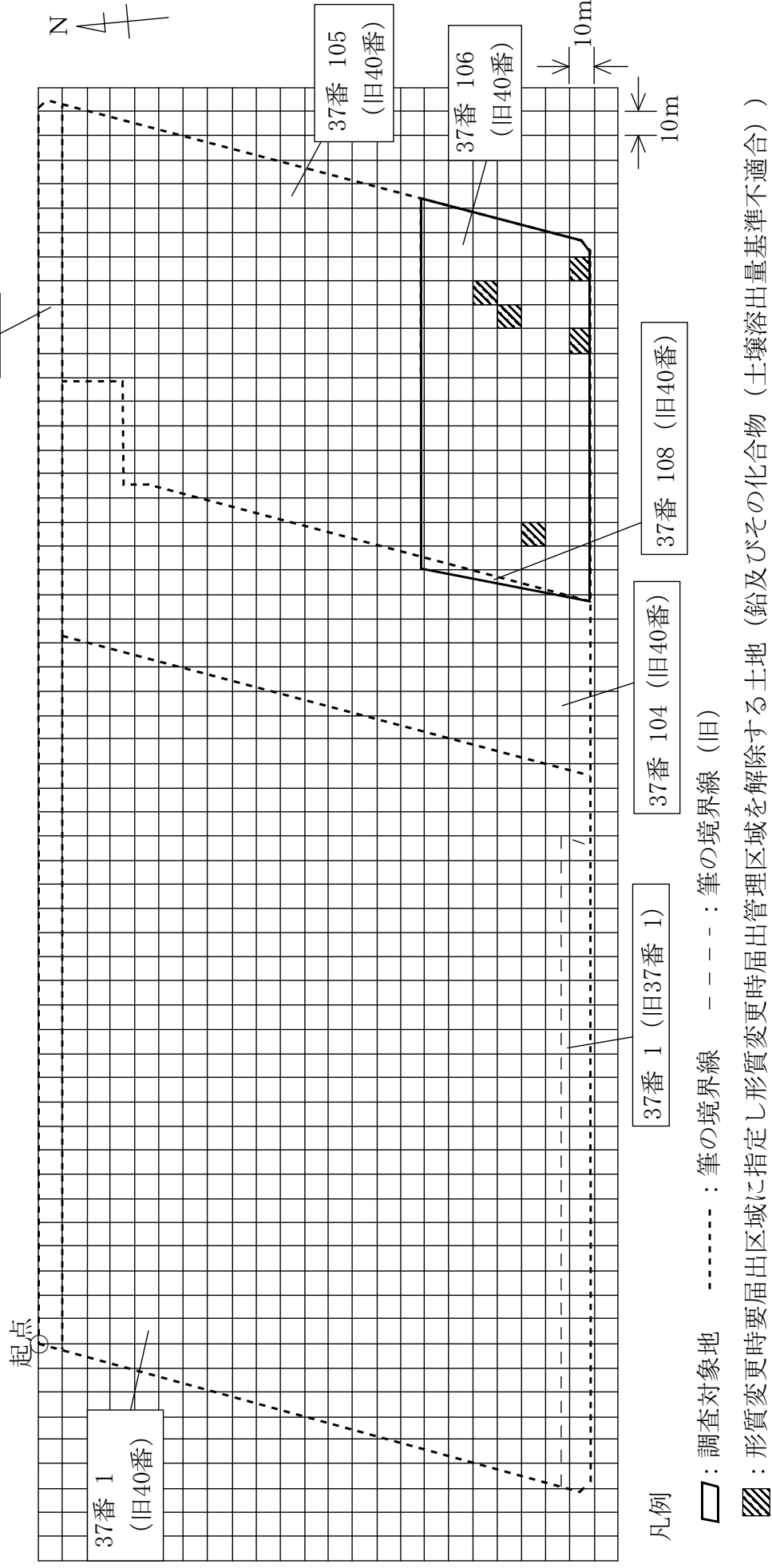
平成30年 9月25日

名古屋市長 河 村 た か し

- 1 形質変更時届出区域に指定する土地
名古屋市港区潮見町37番 106の一部（詳細は、別紙のとおり）
- 2 形質変更時届出管理区域の指定を解除する土地
平成28年名古屋市告示第 365号により指定した区域の一部（詳細は、別紙のとおり）
- 3 土壤溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類
鉛及びその化合物

名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課

港区潮見町



名古屋市告示第 561号

都市公園の名称、位置及び区域並びに供用開始の期日の一部改正について

昭和52年名古屋市告示第38号（都市公園の名称、位置及び区域並びに供用開始の期日）の一部を次のように改正します。

その関係図面を緑政土木局緑地部緑地管理課において一般の縦覧に供します。

平成30年 9月25日

名古屋市長 河 村 た か し

表中

「

洗堰緑地	西区山田町大字大野 木字起返、字野田、 字野畑、字洗堰、字 瓢箪、字比良脇、字 外新田、字東新川、 字長田、字薄山、字 西新川、字郷前、字 下前、字市場屋敷、 大字比良字野市場、 大字上小田井字坂井 戸、字東古川、字天 王下、字野方 北区楠町大字如意字 新堀、大字味鋤字落	図面西37の14 の区域	昭和46年 8月 1日
------	---	-----------------	-------------

	合、大字喜惣治新田 字中島、福德町字七 合、字溝向、字戸太 夫割		
--	---	--	--

」

を

「

洗堰緑地	西区山田町大字大野 木字起返、字野田、 字野畑、字洗堰、字 瓢箪、字比良脇、字 外新田、字東新川、 字長田、字薄山、字 西新川、字郷前、字 下前、字市場屋敷、 大字比良字野市場、 大字上小田井字坂井 戸、字東古川、字天 王下、字野方 北区楠町大字如意字 新堀、大字味鉦字落 合、大字喜惣治新田 字中島、福德町字七 合、字溝向、字戸太 夫割	図面西37の15 の区域	昭和46年 8月 1日
------	--	-----------------	-------------

」

に改めます。

附 則

この告示は、平成30年10月 1日から施行します。

名古屋市緑政土木局緑地部緑地管理課

名古屋市告示第 562号

開発行為に関する工事の完了

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第35条第 1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

平成30年 9月27日

名古屋市長 河 村 た か し

許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号	開発区域又は工区に 含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の 住 所 及 び 氏 名
平成30年 2月27日 29指令住開指第 256号	名古屋市緑区鳴海町字 大清水69番 300	名古屋市守山区川北町44 番地川北マンション 301 号 成田公春
平成29年10月30日 29指令住開指第 155号	名古屋市緑区鳴海町字 姥子山21番 171外 4筆 及び21番 172外 1筆の 各一部	名古屋市東区泉一丁目13 番36号 シー・クエンス株式会社 代表取締役 藤井浩彦
平成25年 4月11日 25指令住開指第 7号	（第 4工区） 名古屋市千種区徳川山 町 4丁目 1番 1外 1筆	名古屋市中区三の丸三丁 目 1番 2号 愛知県病院事業庁長 木下 平

名古屋市住宅都市局建築指導部開発指導課

名古屋市告示第 563 号

特定計量器定期検査の実施

計量法（平成 4 年法律第 51 号）第 19 条及び特定計量器検定検査規則（平成 5 年通商産業省令第 70 号）第 39 条第 1 項の規定に基づき、次のように特定計量器の定期検査を行います。

平成 30 年 9 月 28 日

名古屋市長 河 村 た か し

1 定期検査を行う区域

千種区、昭和区、瑞穂区、熱田区、南区、守山区、緑区、名東区及び天白区

2 対象となる特定計量器

質量計（ひょう量が 300 キログラム以上のもの（分銅及びおもりを含む。）。ただし、ひょう量が 300 キログラム以上の質量計を有する事業所の 300 キログラム未満のもの（分銅及びおもりを含む。）を含む。）

3 実施の期日

平成 30 年 11 月 1 日から同年 12 月 28 日まで。ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日を除きます。

4 実施の場所

特定計量器の所在場所

5 実施する機関

指定定期検査機関 一般社団法人愛知県計量連合会

名古屋市市民経済局市民生活部消費流通課

名古屋市告示第 564号

名古屋農業振興地域整備計画の変更について

名古屋農業振興地域整備計画を変更しましたので、当該変更後の農業振興地域整備計画書を、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第4項において準用する同法第12条第2項の規定により、名古屋市緑政土木局都市農業課に備え置いて縦覧に供します。

平成30年 9月28日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市緑政土木局都市農業課

健康福祉局
区役所

副市長以下代決規程及び区長以下代決規程の一部を次のように改正する。

平成30年 9 月28日

名古屋市長 河 村 た か し

(副市長以下代決規程の一部改正)

第1条 副市長以下代決規程（平成12年名古屋市達第40号）の一部を次のように改正する。

別表第2 健康福祉局主管部長の項第14号中「第10条第2項」を「第16条第2項」に改め、同局主管課長の項第34号中「及び第77条」を「、第77条及び第77条の2」に改め、同項第43号中「第5条第1項」を「第6条第1項」に改める。

(区長以下代決規程の一部改正)

第2条 区長以下代決規程（平成12年名古屋市達第41号）の一部を次のように改正する。

別表第3 民生子ども課長の項第31号、同表主幹（生活保護）の項第13号及び同表区民福祉課長の項第36号中「及び第77条」を「、第77条及び第77条の2」に改め、「関すること（」の次に「同法第63条及び第77条による費用の返還及び徴収にあつては、」を加える。

附 則

この達は、平成30年10月1日から施行する。

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年 9 月26日

名古屋市人事委員会委員長 圓 生 和 之

名古屋市人事委員会規則第 9 号

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則（平成30年名古屋市人事委員会規則第 2 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 段階別職位表係員段階の欄中、「これに類する職で本表に掲げる職以外の職」を「これらに類する職」に改める。

別表第 2 段階別職位表備考第 2 項を削除する。

附 則

この規則は、平成30年10月 1 日から施行する。

名古屋市交通局告示第15号

SHORYUDO Nagoya Subway & Bus
1 Day Ticketの発売について

高速電車乗車料条例施行規程（昭和54年名古屋市交通局管理規程第13号）第19条第5項及び第43条第3項並びに乗合自動車乗車料条例施行規程（昭和28年名古屋市交通局管理規程第35号）第23条第2項の規定に基づき、SHORYUDO Nagoya Subway & Bus 1 Day Ticket（以下「昇龍道バス・地下鉄全線一日乗車券」という。）を次のように発売します。

平成30年9月25日

名古屋市交通局長 光 田 清 美

1 発売対象者

短期滞在を目的として日本に渡航してきた外国人で、旅券を所持する者に対して発行します。

2 料金

600円

3 発売枚数

35,000枚（ただし、1人につき2枚までの発売とします。）

4 発売場所

各乗車券発行所並びに名古屋市金山観光案内所、オアシス21iセンター、中部国際空港内の名鉄トラベルプラザ及びCentral Japan Travel Centerとします。ただし、必要に応じて他の場所でも発売することがあります。

5 使用条件

(1) 昇龍道バス・地下鉄全線一日乗車券は、1枚で大人1人が使用日1日に

限り、本市の高速電車及び乗合自動車の全線にわたり使用することができ、その使用回数を制限しません。

(2) 通用開始日・通用期間については、共通一日乗車券の例によります。

6 発売開始日

平成30年9月25日

7 料金の還付

(1) 昇龍道バス・地下鉄全線一日乗車券の料金の還付は、未使用の場合に限り、各乗車券発行所で取り扱います。

(2) 昇龍道バス・地下鉄全線一日乗車券の料金を還付する場合における手数料は、1枚につき100円とします。

8 不正使用

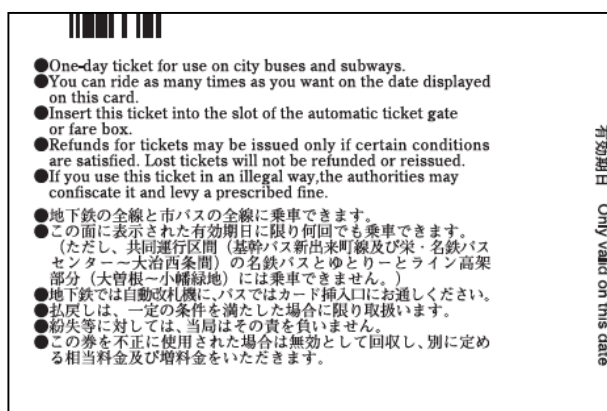
昇龍道バス・地下鉄全線一日乗車券の不正使用に係る乗車料金及び増料金については、共通一日乗車券の例によります。

9 様式

(表)



(裏)



名古屋市交通局営業本部営業統括部乗客誘致推進課

名古屋市病院局管理規程第24号

名古屋市立病院条例施行規程（平成20年名古屋市病院局管理規程第42号）の一部を次のように改正する。

平成30年 9月27日

名古屋市病院局長 大 原 弘 隆

第 2条第 1号中「整形外科」の次に「、形成外科」を加える。

附 則

この規程は、平成30年10月 1日から施行する。

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 6条第 1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がなされましたので、同条第 3項において準用する同法第 5条第 3項の規定により次のとおり公告します。

平成30年 9月25日

名古屋市長 河 村 た か し

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

有松ジャンボリーA

名古屋市緑区南陵 601番

2 変更した事項

(1) 大規模小売店舗の所在地

変更前	変更後
名古屋市緑区有松町大字桶狭間字畔道 7番 1	名古屋市緑区南陵 601番

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに

代表者の氏名

No.	変更前			変更後			変更年月日
	氏名又は名称	代表者の氏名	住 所	氏名又は名称	代表者の氏名	住 所	
1	(株)アルペン	代表取締役 水野 泰三	名古屋市西区児玉三丁目35番18号	変更なし	変更なし	名古屋市中区丸の内二丁目 9番40号	平成19年10月1日
2	(株)アベイル	代表取締役 島村 治伸	さいたま市北区宮原町二丁目19番4号	(株)しまむら	代表取締役 野中 正人	さいたま市北区宮原町二丁目19番4号	平成21年8月21日
3	—	—	—	(株)レアールパスコベーカーズ	代表取締役 牧野 隆英	東京都目黒区下目黒六丁目16番12号	平成17年12月8日

3 変更の日

- (1) 店舗の所在地については、平成21年11月 7日
- (2) 小売業者については、2(2)で既述

4 変更した理由

- (1) 店舗の所在地については、町名変更のため
- (2) No. 1の小売業者については、住所変更のため
- (3) No. 2の小売業者については、吸収合併のため
- (4) No. 3の小売業者については、確定したため

5 届出の日

平成30年 8月31日

6 届出書の縦覧場所

名古屋市市民経済局産業部地域商業課（名古屋市役所本庁舎 5階）

7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

平成30年 9月25日から平成31年 1月25日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

午前 8時45分から午後 5時00分まで

8 大規模小売店舗立地法第 8条第 2項の規定に基づき、この大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4月以内に、名古屋市に対し意見書の提出によりこれを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

平成31年 1月25日 名古屋市市民経済局産業部地域商業課

名古屋市市民経済局産業部地域商業課

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がなされましたので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。

平成30年 9月25日

名古屋市長 河 村 た か し

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

第二星ヶ丘ビル・星が丘テラス

名古屋市千種区星が丘元町1408番 ほか 5筆

2 変更した事項

(1) 大規模小売店舗の所在地

変更前	変更後
名古屋市千種区星が丘元町14番14号 外 5筆	名古屋市千種区星が丘元町1408番 ほか 5筆

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変更前			変更後		
名 称	代表者の氏 名	住 所	名 称	代表者の氏 名	住 所
(株)名古屋三越	代表取締役 三須 尚紀	名古屋市中 区栄三丁目 5番 1号	変更なし	代表取締役 笠原 慶弘	変更なし

3 変更の日

(1) 店舗の所在地については、平成30年 9月 6日

(2) 小売業者については、平成30年 4月 1日

4 変更した理由

- (1) 店舗の所在地については、誤記修正のため
- (2) 小売業者については、代表者変更のため

5 届出の日

平成30年 9月 6日

6 届出書の縦覧場所

名古屋市市民経済局産業部地域商業課（名古屋市役所本庁舎 5階）

7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

平成30年 9月25日から平成31年 1月25日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

午前 8時45分から午後 5時00分まで

8 大規模小売店舗立地法第 8条第 2項の規定に基づき、この大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4月以内に、名古屋市に対し意見書の提出によりこれを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

平成31年 1月25日 名古屋市市民経済局産業部地域商業課

名古屋市市民経済局産業部地域商業課

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がなされましたので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。

平成30年 9月25日

名古屋市長 河 村 たかし

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名古屋三越栄店・ラシック

名古屋市中区栄三丁目 501番 ほか47筆

2 変更した事項

(1) 大規模小売店舗の所在地

変更前	変更後
名古屋市中区栄三丁目 5番 1号	名古屋市中区栄三丁目 501番 ほか47筆

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

No.	変更前			変更後			変更年月日
	氏名又は名称	代表者の氏名	住所	氏名又は名称	代表者の氏名	住所	
1	明治安田生命保険相互会社	代表執行役 松尾 憲治	東京都千代田区丸の内二丁目1番1号	変更なし	代表執行役 根岸 秋男	変更なし	平成25年7月2日
2	三井住友海上火災保険(株)	代表取締役 江頭 敏明	東京都中央区新川二丁目27番2号	変更なし	代表取締役 原 典之	東京都千代田区神田駿河台三丁目9番地	平成28年4月1日
3	平松 宏茂	—	名古屋市中区極楽一丁目15番地の16	変更なし	—	名古屋市中区瑞穂区初日町2丁目6番地	平成30年3月18日

4	平松 正光	—	名古屋市瑞穂区初日町2丁目6番地	変更なし	—	名古屋市天白区表山二丁目220番地	平成29年12月11日
---	-------	---	------------------	------	---	-------------------	-------------

- (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変更前			変更後		
名 称	代表者の氏 名	住 所	名 称	代表者の氏 名	住 所
(株)名古屋三越	代表取締役 三須 尚紀	名古屋市中区栄三丁目5番1号	変更なし	代表取締役 笠原 慶弘	変更なし

3 変更の日

- (1) 店舗の所在地については、平成30年 9月 6日
- (2) 設置者については、2(2)で既述
- (3) 小売業者については、平成30年 4月 1日

4 変更した理由

- (1) 店舗の所在地については、誤記修正のため
- (2) No. 1の設置者及び小売業者については、代表者変更のため
- (3) No. 2の設置者については、代表者及び住所変更のため
- (4) No. 3及びNo. 4の設置者については、住所変更のため

5 届出の日

平成30年 9月 6日

6 届出書の縦覧場所

名古屋市市民経済局産業部地域商業課（名古屋市役所本庁舎 5階）

7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

平成30年 9月25日から平成31年 1月25日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

午前 8時45分から午後 5時00分まで

- 8 大規模小売店舗立地法第 8条第 2項の規定に基づき、この大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4月以内に、名古屋市に対し意見書の提出によりこれを述べることができます。

- 9 意見書の提出期限及び提出先

平成31年 1月25日 名古屋市市民経済局産業部地域商業課

名古屋市市民経済局産業部地域商業課

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がなされましたので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。

平成30年 9月25日

名古屋市長 河 村 た か し

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

有松ジャンボリーA

名古屋市緑区南陵 601番

2 変更しようとする事項

駐車場の位置及び収容台数

駐車場	収容台数	
	変更前	変更後
A― 1棟南側平面駐車場	641台	579台
A― 1棟屋上駐車場	218台	217台
計	859台	796台

駐車場の位置については縦覧によります。

3 変更の日

平成31年 5月 1日

4 変更しようとする理由

利用実績に見合った駐車場運営とするため

5 届出の日

平成30年 8月31日

6 届出書等の縦覧場所

名古屋市市民経済局産業部地域商業課（名古屋市役所本庁舎 5階）

緑区役所情報コーナー

7 届出書等の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

平成30年 9月25日から平成31年 1月25日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

午前 8時45分から午後 5時00分まで

8 大規模小売店舗立地法第 8条第 2項の規定に基づき、この大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4月以内に、名古屋市に対し意見書の提出によりこれを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

平成31年 1月25日 名古屋市市民経済局産業部地域商業課

名古屋市市民経済局産業部地域商業課

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がなされましたので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。

平成30年 9月25日

名古屋市長 河 村 た か し

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名古屋三越栄店・ラシック

名古屋市中区栄三丁目 501番 ほか47筆

2 変更しようとする事項

駐輪場の位置及び収容台数

駐輪場	収容台数	
	変更前	変更後
専門館北側駐輪場―①	48台	32台
専門館北側駐輪場―①― a	—	8台
専門館北側駐輪場―①― b	—	8台
専門館南側駐輪場―③	60台	変更なし
計	108台	変更なし

駐輪場の位置については、縦覧によります。

3 変更の日

平成30年 9月20日

4 変更しようとする理由

敷地内で工事を行うため

5 届出の日

平成30年 9月 6日

6 届出書等の縦覧場所

名古屋市市民経済局産業部地域商業課（名古屋市役所本庁舎 5階）
中区役所情報コーナー及び東区役所情報コーナー

7 届出書等の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

平成30年 9月25日から平成31年 1月25日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

午前 8時45分から午後 5時00分まで

8 大規模小売店舗立地法第 8条第 2項の規定に基づき、この大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4月以内に、名古屋市に対し意見書の提出によりこれを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

平成31年 1月25日 名古屋市市民経済局産業部地域商業課

名古屋市市民経済局産業部地域商業課

名古屋市上下水道局指定給水装置工事事業者の指定公告

名古屋市上下水道局指定給水装置工事事業者規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第54号）第5条の規定により、次のように名古屋市上下水道局指定給水装置工事事業者を指定したので、同規程第17条第1号の規定により公告する。

平成30年 9月26日

名古屋市上下水道局長 宮 村 喜 明

指定した指定給水装置工事事業者

指定番号	名 称	代表者	所 在 地	指定年月日
第1431号	㈱コーケン	餅原 幹也	名古屋市守山区天子田一丁目 806番地	平成30年 8月22日
第1432号	聖建工(株)名古屋支店	山口 聖	名古屋市天白区平針二丁目1111番地A 2ビル 301号	平成30年 8月22日

名古屋市上下水道局経営本部営業部営業課

名古屋市上下水道局指定排水設備工事店の変更公告

名古屋市上下水道局指定排水設備工事店規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第61号）第7条第1項の規定により、名古屋市上下水道局指定排水設備工事店から次のように代表者の変更の届出があったので、同規程第22条第1項第2号の規定により公告する。

平成30年 9月26日

名古屋市上下水道局長 宮 村 喜 明

代表者を変更した指定排水設備工事店

指定番号	名 称	代 表 者		変更年月日
		旧	新	
第 742号	(有)あさひ設備	堀田 史明	堀田 耕司	平成30年 8月 3日
第 645号	(株)加藤設備事務所	加藤 隆義	小久保 智充	平成30年 8月10日
第 560号	武蔵野工業(株)	佐藤 眞吉	滝澤 英美	平成30年 8月29日
第1159号	(株)クリンテック	東 賢一	東 昌克	平成30年 8月30日
第1205号	東福瓦斯興業(株)	堀 善尚	末永 桂子	平成30年 8月30日

名古屋市上下水道局経営本部営業部営業課

公立大学法人名古屋市立大学における財務諸表の公告

地方独立行政法人法（平成15年法律第 118 号）第34条第 3 項及び公立大学法人名古屋市立大学定款第 7 条の規定に基づき、公立大学法人名古屋市立大学の財務諸表を公告します。

平成30年 9 月25日

公立大学法人名古屋市立大学理事長 郡 健二郎

平 成 2 9 年 度

財 務 諸 表

第 1 2 期

自 平成 2 9 年 4 月 1 日

至 平成 3 0 年 3 月 3 1 日

公立大学法人 名古屋市立大学

目 次

貸借対照表	1
損益計算書	3
キャッシュ・フロー計算書	4
利益の処分に関する書類	5
行政サービス実施コスト計算書	6

附属明細書

(1) 固定資産の取得及び処分並びに減価償却費（「第85 特定の償却資産の減価に係る会計処理」及び「第88 資産除去債務に係る特定の除去費用等の会計処理」による損益外減価償却相当額も含む。）並びに減損損失の明細	1 3
(2) たな卸資産の明細	1 4
(3) 有価証券の明細	1 4
(4) 長期貸付金の明細	1 4
(5) 長期借入金の明細	1 5
(6) 引当金の明細	1 5
(7) 資産除去債務の明細	1 6
(8) 保証債務の明細	1 6
(9) 資本金及び資本剰余金の明細	1 6
(10) 積立金等の明細及び目的積立金の取崩しの明細	1 7
(11) 運営費交付金債務及び運営費交付金収益の明細	1 8
(12) 地方公共団体等からの財源措置の明細	1 8
(13) 役員及び教職員の給与の明細	2 0
(14) 開示すべきセグメント情報	2 1
(15) 業務費及び一般管理費の明細	2 2
(16) 寄附金の明細	2 4
(17) 受託研究の明細	2 4
(18) 共同研究の明細	2 4
(19) 受託事業等の明細	2 4
(20) 科学研究費補助金等の明細	2 5
(21) 上記以外の主な資産、負債、費用及び収益の明細	2 6
(22) 関連公益法人等の概要等	2 7

貸 借 対 照 表

(平成30年3月31日)

(単位 : 千円)

資産の部		
Ⅰ. 固定資産		
1. 有形固定資産		
土地		21,069,006
建物	60,882,100	
減価償却累計額	<u>△38,364,498</u>	22,517,601
構築物	1,033,952	
減価償却累計額	<u>△642,212</u>	391,740
工具器具備品	19,796,331	
減価償却累計額	<u>△14,262,925</u>	5,533,406
図書		5,967,481
美術品・収蔵品		20,770
車両運搬具	5,570	
減価償却累計額	<u>△4,046</u>	1,524
建設仮勘定		<u>16,740</u>
有形固定資産合計		55,518,271
2. 無形固定資産		
特許権		20,914
ソフトウェア		84,878
その他		<u>41,366</u>
無形固定資産合計		147,159
3. 投資その他の資産		
投資有価証券		53,372
長期貸付金		7,560
差入保証金		22,888
破産再生更生債権等	38,155	
徴収不能引当金	<u>△38,155</u>	-
投資その他の資産合計		<u>83,820</u>
固定資産合計		55,749,251
Ⅱ. 流動資産		
現金及び預金		3,359,938
未収学生納付金収入		535
未収附属病院収入	5,012,632	
徴収不能引当金	<u>△62,760</u>	4,949,872
有価証券		4,260,000
たな卸資産		15,313
医薬品及び診療材料		523,570
前払費用		53,052
未収収益		124
未収入金		407,117
貸付金		9,040
その他		<u>14,950</u>
流動資産合計		<u>13,593,514</u>
資産合計		<u>69,342,766</u>

負債の部			
Ⅰ. 固定負債			
資産見返負債			
資産見返運営費交付金等	808,854		
資産見返補助金等	280,972		
資産見返寄附金	786,586		
資産見返物品受贈額	5,426,058	7,302,471	
長期寄附金債務		445,007	
長期借入金		1,654,600	
退職給付引当金		211,475	
長期リース債務		2,247,023	
長期資産除去債務		35,133	
固定負債合計			11,895,711
Ⅱ. 流動負債			
寄附金債務		1,997,735	
前受受託研究費等		347,221	
前受受託事業費等		51,988	
前受金		199,887	
預り科学研究費補助金等		226,220	
一年以内返済予定長期借入金		83,400	
未払金		4,559,641	
未払消費税等		10,759	
預り金		273,107	
賞与引当金		122,448	
リース債務		952,850	
流動負債合計			8,825,261
負債合計			20,720,972
純資産の部			
Ⅰ. 資本金			
地方公共団体出資金	66,698,240		
資本金合計			66,698,240
Ⅱ. 資本剰余金			
資本剰余金	19,233,497		
損益外減価償却累計額（△）	△39,465,803		
損益外減損損失累計額（△）	△348		
損益外利息費用累計額（△）	△5,258		
資本剰余金合計			△20,237,912
Ⅲ. 利益剰余金			
前中期目標期間繰越積立金	1,085,845		
教育、研究及び診療の質の向上並びに組織運営の改善目的積立金	604,333		
積立金	19,937		
当期末処分利益	436,827		
（うち当期総利益 436,827）			
利益剰余金合計			2,146,944
Ⅳ. その他有価証券評価差額金			
純資産合計			48,621,793
負債純資産合計			69,342,766

損 益 計 算 書

(平成29年4月1日～平成30年3月31日)

(単位 : 千円)

経常費用			
業務費			
教育経費	887,694		
研究経費	1,435,474		
診療経費	17,180,459		
教育研究支援経費	210,998		
受託研究費	1,087,766		
受託事業費	197,875		
役員人件費	81,230		
教員人件費	6,903,430		
職員人件費	11,525,314	39,510,245	
一般管理費		702,614	
財務費用			
支払利息	6,932	6,932	
雑損		8,047	
経常費用合計			40,227,839
経常収益			
運営費交付金収益		7,023,975	
授業料収益		2,230,468	
入学金収益		341,455	
検定料収益		95,542	
手数料収益		432	
附属病院収益		27,383,488	
受託研究等収益			
国又は地方公共団体からの受託研究等収益	54,129		
その他の団体からの受託研究等収益	1,069,405	1,123,535	
受託事業等収益			
国又は地方公共団体からの受託事業等収益	149,187		
その他の団体からの受託事業等収益	56,834	206,022	
寄附金収益		576,769	
補助金等収益		215,577	
施設費収益		23,578	
研究関連収入		198,624	
その他の業務収益		10,576	
資産見返負債戻入			
資産見返運営費交付金等戻入	62,467		
資産見返補助金等戻入	75,521		
資産見返寄附金戻入	173,648		
資産見返物品受贈額戻入	27,667	339,305	
財務収益			
受取利息	1,171		
受取配当金	821	1,992	
雑益			
財産貸付料収入	209,956		
その他	201,038	410,994	
経常収益合計			40,182,339
経常損失			△45,500
臨時損失			
固定資産除却損		40,595	
損害賠償金		517	
その他		1	41,114
臨時利益			
除売却資産見返負債戻入		39,098	
過年度損益修正益		30,938	
損害賠償金保険金収入		1,371	
徴収不能引当金戻入		4,944	
運営費交付金収益		400,100	
その他		2,308	478,761
当期純利益			392,146
目的積立金取崩額			22,916
前中期中目標期間繰越積立金取崩額			21,764
当期総利益			436,827

キャッシュ・フロー計算書

(平成29年4月1日～平成30年3月31日)

(単位 : 千円)

I 業務活動によるキャッシュ・フロー	
原材料、商品又はサービスの購入による支出	△17,554,207
人件費支出	△18,644,087
その他の業務支出	△680,541
運営費交付金収入	7,330,746
授業料収入	2,201,292
入学金収入	341,462
検定料収入	95,486
手数料収入	432
附属病院収入	27,311,132
受託研究等収入	1,251,324
受託事業等収入	201,059
補助金等収入	334,589
寄附金収入	760,223
その他の業務収入	656,941
預り科学研究費補助金等の増加	42,353
預り金等の増加	513
業務活動によるキャッシュ・フロー	3,648,720
II 投資活動によるキャッシュ・フロー	
定期預金の預入による支出	△9,200,000
定期預金の払戻による収入	12,300,000
有価証券の取得による支出	△7,260,000
有価証券の償還による収入	4,900,000
有形固定資産の取得による支出	△2,197,509
無形固定資産の取得による支出	△28,933
投資その他の資産の取得による支出	△12,540
投資その他の資産の返還による収入	12,159
施設費による収入	133,243
小計	△1,353,579
利息及び配当金の受取額	2,023
投資活動によるキャッシュ・フロー	△1,351,556
III 財務活動によるキャッシュ・フロー	
リース債務の返済による支出	△1,855,788
長期借入れによる収入	444,000
小計	△1,411,788
利息の支払額	△7,143
財務活動によるキャッシュ・フロー	△1,418,932
IV 資金増加額	878,231
V 資金期首残高	1,181,706
VI 資金期末残高	2,059,938

利益の処分に関する書類

(単位 : 円)

I	当期未処分利益		436,827,611
	当期総利益	436,827,611	
II	積立金振替額		1,690,178,876
	前中期目標期間繰越積立金	1,085,845,102	
	教育、研究及び診療の質の向上並びに		
	組織運営の改善目的積立金	604,333,774	
III	利益処分額		
	積立金		2,127,006,487

行政サービス実施コスト計算書

(平成29年4月1日～平成30年3月31日)

(単位 : 千円)

I 業務費用		
(1) 損益計算書上の費用		
業務費	39,510,245	
一般管理費	702,614	
財務費用	6,932	
雑損	8,047	
臨時損失	41,114	40,268,954
(2) (控除) 自己収入等		
授業料収益	△2,230,468	
入学金収益	△341,455	
検定料収益	△95,542	
手数料収益	△432	
附属病院収益	△27,383,488	
受託研究等収益	△1,123,535	
受託事業等収益	△206,022	
寄附金収益	△576,769	
その他の業務収益	△10,576	
資産見返運営費交付金等戻入	△62,467	
資産見返寄附金戻入	△173,648	
財務収益	△1,992	
雑益	△410,994	
臨時利益	△478,761	△33,096,155
業務費用合計		7,172,799
II 損益外減価償却相当額		2,834,633
III 損益外減損損失相当額		-
IV 損益外利息費用相当額		337
V 損益外除売却差額相当額		-
VI 引当外賞与増加見積額		9,387
VII 引当外退職給付増加見積額		39,862
VIII 機会費用		
地方公共団体出資の機会費用	19,783	19,783
IX 行政サービス実施コスト		<u>10,076,804</u>

(注) 資産見返運営費交付金等戻入△62,467千円は、授業料を財源として取得した資産に伴うものです。

重要な会計方針等

1. 運営費交付金収益及び授業料収益の計上基準

期間進行基準を採用しています。

なお、退職一時金については費用進行基準を採用しています。

2. 減価償却の会計処理方法

(1) 有形固定資産

定額法を採用しています。

耐用年数については、法人税法上の耐用年数を基準としており、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物	2～50年
構築物	2～48年
工具器具備品	2～15年

また、特定の償却資産（地方独立行政法人会計基準第85）及び資産除去債務に対応する特定の除去費用等（地方独立行政法人会計基準第88）の減価償却相当額については、損益外減価償却累計額として資本剰余金から控除して表示しています。

なお、受託研究収入により購入した償却資産については当該受託研究期間を耐用年数としています。

(2) 無形固定資産

定額法を採用しています。

なお、法人内利用のソフトウェアについては、法人内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しています。

3. 引当金の計上基準

(1) 退職給付に係る引当金及び見積額の計上基準

退職一時金のうち、運営費交付金により財源措置がなされないものについては、教職員の退職給付に備えるため、期末自己都合退職金要支給額に基づき退職給付引当金を計上しています。なお、退職一時金のうち、運営費交付金により財源措置がなされるものについては、退職給付に係る引当金は計上していません。

また、行政サービス実施コスト計算書における引当外退職給付増加見積額は、地方独立行政法人会計基準第87第4項に基づき計算された退職一時金に係る退職給付引当金の当期増加額を計上しています。

(2) 賞与引当金の計上基準

賞与のうち、運営費交付金により財源措置がなされないものについて、教職員に支給する賞与に備えるため、支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しています。なお、

賞与のうち、運営費交付金により財源措置がなされるものについては、賞与に係る引当金は計上していません。

また、行政サービス実施コスト計算書における引当外賞与増加見積額は、地方独立行政法人会計基準第86第2項に基づき計算された当事業年度末の引当外賞与見積額から前事業年度末の同見積額を控除した額を計上しています。

(3) 徴収不能引当金の計上基準

債権の徴収不能による損失に備えるため、一般債権については徴収不能実績率により、徴収不能懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しています。

4. 有価証券の評価基準及び評価方法

満期目的保有債券

償却原価法（定額法）により評価しています。

その他有価証券

期末日の市場価格等に基づく時価法により評価しています。

（評価差額は純資産直入法により処理しています。）

5. たな卸資産の評価基準及び評価方法

(1) 貯蔵品

最終仕入原価法による原価法により評価しています。

(2) 医薬品及び診療材料

最終仕入原価法による低価法により評価しています。

6. 行政サービス実施コスト計算書における機会費用の計上方法

(1) 地方公共団体出資の機会費用の計算に使用した利率

平成30年3月末における10年利付国債の利回りを参考に0.045%で計算しています。

7. リース取引についての会計処理

リース料総額が300万円以上のファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっています。

8. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理方法は、税込方式によっています。

注記事項

1. 貸借対照表関係

- | | |
|------------------------------|--------------|
| (1) 運営費交付金から充当されるべき引当外賞与の見積額 | 692,672 千円 |
| (2) 運営費交付金から充当されるべき退職手当の見積額 | 6,224,928 千円 |

2. キャッシュ・フロー計算書関係

(1) 資金の期末残高の貸借対照表科目別の内訳

現金及び預金	3,359,938 千円
うち定期預金	1,300,000 千円
(差引) 資金残高	2,059,938 千円

(2) 重要な非資金取引

- | | |
|----------------------|--------------|
| ① 現物寄附による資産・消耗品の取得 | 161,071 千円 |
| ② ファイナンス・リースによる資産の取得 | 1,662,843 千円 |

3. 行政サービス実施コスト計算書関係

- (1) 引当外退職給付増加見積額のうち設立団体名古屋市からの派遣職員に係る部分は 39,761 千円です。
- (2) 引当外賞与増加見積額のうち設立団体名古屋市からの派遣職員に係る部分は △291 千円です。

4. 重要な債務負担行為

該当事項はありません。

5. 金融商品関係

(1) 金融商品の状況に関する事項

当法人は、資金運用については国債、地方債及び政府保証債等その他総務省令で定める有価証券、銀行その他総務省令で定める金融機関への預貯金、信託業務を営む銀行又は信託会社への金銭信託を対象とし、名古屋市からの長期借入により資金を調達しています。

なお、保有している株式は寄附により取得したものであります。

名古屋市からの長期借入金の使途は附属病院の整備資金であり、名古屋市長により認可された資金計画に従って、資金調達を行っております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

期末日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額(※1)	時価(※1)	差額(※1)
(1) 投資有価証券及び有価証券	4,313,372	4,313,372	—
(2) 現金及び預金	3,359,938	3,359,938	—
(3) 未収附属病院収入	5,012,632	5,012,632	—
徴収不能引当金(※2)	△62,760	△62,760	—
(4) 長期借入金	(1,738,000)	(1,738,076)	(76)
(5) 長期リース債務及びリース債務	(3,199,874)	(3,201,530)	(1,656)
(6) 未払金	(4,559,641)	(4,559,641)	—

(※1) 負債に計上されているものについては、()で示しております。

(※2) 未収附属病院収入に個別に計上している徴収不能引当金を控除しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

(1) 投資有価証券及び有価証券

この時価については取引所の価格によっております。ただし、譲渡性預金（貸借対照表計上額 4,260,000 千円）については、短期間で償還されるため貸借対照表計上額を時価としております。

(2) 現金及び預金、並びに(3) 未収附属病院収入

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。なお、未収附属病院収入のうち徴収不能懸念債権については、担保又は保証による回収見込額等により、時価を算定しております。

(4) 長期借入金

この時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で

割り引いた現在価値により算定しております。なお、一年以内返済予定長期借入金を含んでおります。

(5) 長期リース債務及びリース債務

この時価については、元利金の合計額を、新規にリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(6) 未払金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

6. 賃貸等不動産関係

当法人は、名古屋市その他の地域において、賃貸等不動産を保有しておりますが、賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため、注記を省略しております。

7. 資産除去債務関係

(1) 資産除去債務の概要

石綿障害予防規則等に基づくアスベスト除去費用につき、資産除去債務を計上しています。

(2) 資産除去債務の算定方法

資産除去債務の見積りにあたり、取得時点での使用見込期間を残存耐用年数（3～15 年）、割引率は期間に応じた国債利回り（0.32～1.55%）を使用しています。

(3) 資産除去債務の総額の増減

期首残高	34,795 千円
時の経過による調整額	337 千円
資産除去債務の履行による減少額	<u>－ 千円</u>
期末残高	<u>35,133 千円</u>

8. 退職給付関係

(1) 採用している退職給付制度の概要

当法人は、教職員の退職給付に充てるため、非積立型の退職一時金制度を採用しています。当該制度では、給付と勤務期間に基づいた一時金を支給しており、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しています。

(2) 確定給付制度

①簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付引当金	174,113 千円
退職給付費用	59,522 千円
退職給付の支払額	<u>△22,160 千円</u>
期末における退職給付引当金	<u>211,475 千円</u>

②退職給付に関連する損益

簡便法で計算した退職給付費用	59,522 千円
----------------	-----------

9. 重要な後発事象

該当事項はありません。

財務諸表は、千円未満を切り捨てて表示しています。

ただし、利益の処分に関する書類（案）は、円単位で表示しています。

附 属 明 細 書

(1) 固定資産の取得及び処分並びに減価償却費（「第85特定の償却資産の減価に係る会計処理」及び「第88資産除去債務に係る特定の除去費用等の会計処理」による損益外減価償却相当額も含む。）並びに減損損失の明細

(単位：千円)

資産の種類		期首 残高	当期 増加額	当期 減少額	期末 残高	減価償却累計額		減損損失累計額			差引 当期末 残高	摘 要
						当期 償却額		当期損益内	当期損益外			
有形固定資産 (特定償却資産)	建物	56,802,189	38,038	-	56,840,228	37,406,145	2,738,723	-	-	-	19,434,082	
	構築物	826,353	-	-	826,353	545,189	65,716	-	-	-	281,163	
	工具器具備品	1,449,087	455,629	-	1,904,717	1,354,595	30,192	-	-	-	550,121	
	計	59,077,630	493,667	-	59,571,298	39,305,930	2,834,633	-	-	-	20,265,367	
有形固定資産 (特定償却資産以外)	建物	3,491,448	554,949	4,526	4,041,872	958,352	196,063	-	-	-	3,083,519	
	構築物	181,830	25,767	-	207,598	97,022	8,863	-	-	-	110,576	
	工具器具備品	18,667,518	2,243,881	3,019,786	17,891,614	12,908,330	2,253,105	-	-	-	4,983,284	
	図書	5,959,435	32,019	23,973	5,967,481	-	-	-	-	-	5,967,481	
	車両運搬具	5,570	-	-	5,570	4,046	831	-	-	-	1,524	
	計	28,305,805	2,856,618	3,048,285	28,114,138	13,967,751	2,458,864	-	-	-	14,146,386	
非償却 資産	土地	21,069,006	-	-	21,069,006	-	-	-	-	-	21,069,006	
	美術品・收藏品	20,770	-	-	20,770	-	-	-	-	-	20,770	
	建設仮勘定	41,310	16,740	41,310	16,740	-	-	-	-	-	16,740	
	計	21,131,086	16,740	41,310	21,106,516	-	-	-	-	-	21,106,516	
有形固定 資産合計	土地	21,069,006	-	-	21,069,006	-	-	-	-	-	21,069,006	
	建物	60,293,638	592,987	4,526	60,882,100	38,364,498	2,934,787	-	-	-	22,517,601	(注) 1
	構築物	1,008,184	25,767	-	1,033,952	642,212	74,580	-	-	-	391,740	
	工具器具備品	20,116,606	2,699,511	3,019,786	19,796,331	14,262,925	2,283,298	-	-	-	5,533,406	(注) 2
	図書	5,959,435	32,019	23,973	5,967,481	-	-	-	-	-	5,967,481	
	美術品・收藏品	20,770	-	-	20,770	-	-	-	-	-	20,770	
	車両運搬具	5,570	-	-	5,570	4,046	831	-	-	-	1,524	
	建設仮勘定	41,310	16,740	41,310	16,740	-	-	-	-	-	16,740	
	計	108,514,522	3,367,026	3,089,595	108,791,953	53,273,682	5,293,497	-	-	-	55,518,271	
無形固定 資産(特定償 却資産)	ソフトウェア	159,873	-	-	159,873	159,873	-	-	-	-	-	
	計	159,873	-	-	159,873	159,873	-	-	-	-	-	
無形固定 資産(特定償 却資産以外)	特許権	15,059	14,508	3,463	26,105	5,190	2,554	-	-	-	20,914	
	ソフトウェア	1,450,251	13,766	79,378	1,384,639	1,299,761	73,896	-	-	-	84,878	
	その他	45,211	14,028	17,525	41,714	-	-	348	-	-	41,366	
	計	1,510,522	42,304	100,367	1,452,459	1,304,951	76,451	348	-	-	147,159	
無形固定 資産合計	特許権	15,059	14,508	3,463	26,105	5,190	2,554	-	-	-	20,914	
	ソフトウェア	1,610,124	13,766	79,378	1,544,512	1,459,634	73,896	-	-	-	84,878	
	その他	45,211	14,028	17,525	41,714	-	-	348	-	-	41,366	
	計	1,670,395	42,304	100,367	1,612,332	1,464,824	76,451	348	-	-	147,159	
投資その他の 資産	投資有価証券	64,003	74	10,705	53,372	-	-	-	-	-	53,372	
	長期貸付金	4,680	2,880	-	7,560	-	-	-	-	-	7,560	
	差入保証金	32,484	780	10,376	22,888	-	-	-	-	-	22,888	
	破産再生更生債権等	41,316	3,711	6,872	38,155	-	-	-	-	-	38,155	
	徴収不能引当金	△41,316	△3,711	△6,872	△38,155	-	-	-	-	-	△38,155	
	計	101,168	3,734	21,082	83,820	-	-	-	-	-	83,820	

(注) 1 建物の当期増加額は、内視鏡室の拡張工事344,839千円などを実施したことによるものです。

(注) 2 工具器具備品の当期増加額は、教育研究目的の資産576,901千円、診療目的の資産1,666,980千円などを取得したことによるものです。

(2) たな卸資産の明細

(単位：千円)

種 類	期首残高	当期購入・ 製造・振替	払出・振替	期末残高	摘 要
貯蔵品	11,846	15,352	11,886	15,313	
たな卸資産計	11,846	15,352	11,886	15,313	
医薬品	437,828	7,295,015	7,397,430	335,414	
診療材料	201,301	3,604,790	3,617,936	188,155	
医薬品及び診療材料計	639,130	10,899,806	11,015,366	523,570	

(3) 有価証券の明細

(3) - 1 流動資産として計上された有価証券

(単位：千円)

満期保有 目的債券	種類及び 銘 柄	取得価額	券面総額	貸借対照表 計上額	当期損益に 含まれた 評価差額	摘 要
	譲渡性預金	4,260,000	4,260,000	4,260,000	-	
	計	4,260,000	4,260,000	4,260,000	-	
貸借対照表 計上額				4,260,000		

(3) - 2 投資その他の資産として計上された有価証券

(単位：千円)

その他 有価証券	種類及び 銘 柄	取得価額	時 価	貸借対照表 計上額	当期損益に 含まれた 評価差額	その他 有価証券 評価差額	摘要
	東邦瓦斯(株)	38,000	52,320	52,320	-	14,320	
	中部電力(株)	850	1,052	1,052	-	201	
	計	38,850	53,372	53,372	-	14,521	
貸借対照表 計上額				53,372			

(注) 保有している株式は寄附により取得したものであります。

(4) 長期貸付金の明細

(単位：千円)

区 分	期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高	摘 要
			回収額	償却額		
田坂学生奨学基金貸付金	12,160 (7,480)	11,560	920	6,200	16,600 (9,040)	
合 計	12,160 (7,480)	11,560	920	6,200	16,600 (9,040)	

(注) 一年以内回収予定長期貸付金は内数で括弧内に記載しております。

(5) 長期借入金の明細

(単位：千円)

区 分	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	利率（％）	返済期限	摘 要
名古屋市からの借入金	213,000 (－)	－	－	213,000 (16,200)	0.264%	平成42年度	
名古屋市からの借入金	812,000 (－)	－	－	812,000 (－)	0.308%	平成43年度	
名古屋市からの借入金	269,000 (－)	－	－	269,000 (67,200)	0.139%	平成33年度	
名古屋市からの借入金	－ (－)	424,000	－	424,000 (－)	0.434%	平成44年度	
名古屋市からの借入金	－ (－)	20,000	－	20,000 (－)	0.149%	平成34年度	
合 計	1,294,000 (－)	444,000	－	1,738,000 (83,400)	－	－	

(注) 一年以内に返済する予定の長期借入金は内数で括弧内に記載しております。

(6) 引当金の明細

(6)－1 引当金の明細

(単位：千円)

区 分	期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高	摘 要
			目的使用	その他		
賞与引当金	107,780	122,448	107,780	－	122,448	
合 計	107,780	122,448	107,780	－	122,448	

(6)－2 貸付金等に対する貸倒引当金の明細

(単位：千円)

区 分	貸付金等の残高			貸倒引当金の残高			摘 要
	期首残高	当期増減額	期末残高	期首残高	当期増減額	期末残高	
徴収不能引当金 (破産再生更生債権等)	41,316	△3,160	38,155	△41,316	3,160	△38,155	(注)
徴収不能引当金 (未収附属病院収入)	4,967,430	45,202	5,012,632	△56,339	△6,421	△62,760	(注)
合 計	5,008,746	42,041	5,050,787	△97,655	△3,260	△100,915	

(注) 一般債権は徴収不能実績率により、徴収不能懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しています。

(6)－3 退職給付引当金の明細

(単位：千円)

区 分	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	摘 要
退職給付債務合計額	174,113	59,522	22,160	211,475	
退職一時金に係る債務	174,113	59,522	22,160	211,475	
厚生年金基金に係る債務	－	－	－	－	
未認識過去勤務債務及び 未認識数理計算上の差異	－	－	－	－	
年金資産	－	－	－	－	
退職給付引当金	174,113	59,522	22,160	211,475	

(7) 資産除去債務の明細

(単位：千円)

区 分	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	摘 要
石綿障害予防規則等	34,795	337	-	35,133	基準第88の特定「有」
合 計	34,795	337	-	35,133	

(8) 保証債務の明細

該当事項はありません。

(9) 資本金及び資本剰余金の明細

(単位：千円)

区 分		期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	摘 要
資本金	地方公共団体 (名古屋市) 出資金	66,698,240	-	-	66,698,240	
	計	66,698,240	-	-	66,698,240	
資本剰余金	資本剰余金					
	地方公共団体出資	△483,038	-	-	△483,038	
	無償譲与	2,761,639	-	-	2,761,639	
	寄附金	193,016	-	-	193,016	
	目的積立金	3,610,937	92,421	-	3,703,359	(注) 2
	施設費	13,023,716	34,803	-	13,058,520	(注) 3
	計	19,106,272	127,225	-	19,233,497	
	損益外減価償却累計額	36,631,170	2,834,633	-	39,465,803	(注) 4
	損益外減損損失累計額	348	-	-	348	
	損益外利息費用累計額	4,920	337	-	5,258	(注) 5
	差 引 計	△17,530,167	△2,707,745	-	△20,237,912	

(注) 1 当期増加額や当期減少額は、残高の増加や減少を表しています。

(注) 2 当期増加額は、目的積立金により取得した工具器具備品等に係るものです。

(注) 3 当期増加額は、施設整備費補助金により取得した建物等に係るものです。

(注) 4 当期増加額は、特定資産に係る減価償却によるものです。

(注) 5 当期増加額は、資産除去債務の時の経過による調整額に係るものです。

(10) 積立金等の明細及び目的積立金の取崩しの明細

(10) - 1 積立金等の明細

(単位：千円)

区 分	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	摘 要
積立金	19,474	463	-	19,937	(注) 1
教育、研究及び診療の質の向上並びに組織運営の改善目的積立金	562,602	147,679	105,948	604,333	(注) 1・2
前中期目標期間繰越積立金(積立金)	1,082,046	-	-	1,082,046	
前中期目標期間繰越積立金(目的積立金)	34,953	-	31,154	3,798	(注) 2
計	1,699,076	148,143	137,102	1,710,116	

(注) 1 当期増加額は、平成28年度の利益処分によるものです。

(注) 2 当期減少額は、当該積立金の使途に沿った費用発生によるものです。

(10) - 2 目的積立金の取崩しの明細

(単位：千円)

区 分		金 額	摘 要
前中期目標期間繰越積立金取崩額	前中期目標期間繰越積立金	21,764	教育研究診療目的の費用発生による
	計	21,764	
目的積立金取崩額	教育、研究及び診療の質の向上並びに組織運営の改善目的積立金	22,916	教育研究診療目的の費用発生による
	計	22,916	
その他	前中期目標期間繰越積立金	9,390	教育研究診療目的の資産購入による
	教育、研究及び診療の質の向上並びに組織運営の改善目的積立金	83,031	教育研究診療目的の資産購入による
	計	92,421	

(1 1) 運営費交付金債務及び運営費交付金収益の明細

(1 1) - 1 運営費交付金債務

(単位：千円)

交付年度	期首残高	交付金 当期交付額	当期振替額				期末残高
			運営費交付 金収益	資産見返運 営費交付金	資本剰余金	小 計	
平成28年度	93,330	-	93,330	-	-	93,330	-
平成29年度	-	7,330,746	7,330,746	-	-	7,330,746	-
合 計	93,330	7,330,746	7,424,076	-	-	7,424,076	-

(1 1) - 2 運営費交付金収益

(単位：千円)

業務等区分	平成28年度交付分	平成29年度交付分	合計
期間進行基準	-	6,598,158	6,598,158
費用進行基準	-	425,817	425,817
会計基準第79第3項 による振替額(注)	93,330	306,770	400,100
合 計	93,330	7,330,746	7,424,076

(注) 地方独立行政法人会計基準第79第3項の規程に基づき、運営費交付金債務の残額を全額収益に振替えております。

(1 2) 地方公共団体等からの財源措置の明細

(1 2) - 1 施設費の明細

(単位：千円)

区 分	当期交付額	左の会計処理内訳			摘 要
		建設仮勘定 見返施設費	資本剰余金	その他	
施設整備費(大学)	58,382	-	34,803	23,578	
施設整備費(病院)	-	-	-	-	
合 計	58,382	-	34,803	23,578	

(1 2) - 2 補助金等の明細

(単位：千円)

区 分	当期交付額	当期振替額					摘 要
		建設仮勘定 見返補助金等	資産見返 補助金等	資本剰余金	預り 補助金等	収益計上	
研究拠点形成費等補助金 (先進的医療イノベーション人材養成事業「未来医療研究人材養成拠点形成事業」)	75,548	-	-	-	-	75,548	
共同利用・共同研究拠点形成事業費補助金 (特色ある共同研究拠点の整備の推進事業(不育症・ヒト生殖メカニズム解明のための共同研究拠点))	12,831	-	1,723	-	-	11,108	
中小企業経営支援等対策費補助金 (戦略的基盤技術高度化支援事業)	4,338	-	1,018	-	-	3,320	
実践的な手術手技向上研修事業	7,424	-	-	-	-	7,424	
戦略的国際研究交流推進事業費補助金	27,980	-	-	-	-	27,980	
課題解決型高度医療人材育成プログラム (慢性疼痛患者の生きる力を支える人材育成)	14,250	-	-	-	-	14,250	
大学改革推進等補助金 大学・大学院及び附属病院における人材養成機能強化事業(基礎研究医養成活性化プログラム)	800	-	-	-	-	800	
共同利用・共同研究拠点形成事業費補助金 (特色ある共同研究拠点の整備の推進事業(創薬基盤科学技術開発研究拠点))	19,709	-	6,039	-	-	13,669	
両立支援等助成金(事業所内保育施設設置・運営等支援助成金)	5,624	-	-	-	-	5,624	
愛知県新人看護職員研修事業費補助金	2,358	-	-	-	-	2,358	
愛知県訪問看護ステーション派遣研修事業費補助金	687	-	-	-	-	687	
愛知県産科医等支援事業費補助金 (産科医等確保支援事業費)	1,643	-	-	-	-	1,643	
愛知県産科医等支援事業費補助金 (新生児医療担当医確保支援事業費)	946	-	-	-	-	946	
愛知県産科医等支援事業費補助金 (産科医等育成支援事業費)	200	-	-	-	-	200	
病院郡輪番制病院運営費補助金	3,577	-	-	-	-	3,577	
短時間勤務制度等利用促進事業費補助金	1,068	-	-	-	-	1,068	
小児集中治療室医療従事者研修事業費補助金	2,554	-	-	-	-	2,554	
愛知県防災訓練等参加支援事業費補助金	25	-	-	-	-	25	
臨床研修費等補助金(医師)	18,790	-	-	-	-	18,790	
臨床研修費等補助金(歯科医師)	2,204	-	-	-	-	2,204	
愛知県先進的医療技術向上専門研修事業費補助金	10,000	-	-	-	-	10,000	
愛知県周産期母子医療センター運営費補助金	4,190	-	-	-	-	4,190	
愛知県がん診療連携拠点病院機能強化事業費補助金	7,605	-	-	-	-	7,605	
肝炎センター戦略的強化事業	6	-	-	-	-	6	
合 計	224,358	-	8,781	-	-	215,577	

(1 3) 役員及び教職員の給与の明細

(単位：千円、人)

区 分		報酬又は給与		退職給付	
		支給額	支給人員	支給額	支給人員
役 員	常 勤	68,554	5	-	-
	非常勤	2,679	4	-	-
	計	71,233	9	-	-
教職員	常 勤	12,573,523	1,773	447,977	174
	非常勤	2,198,116	911	-	-
	計	14,771,640	2,684	447,977	174
合 計	常 勤	12,642,078	1,778	447,977	174
	非常勤	2,200,795	915	-	-
	計	14,842,873	2,693	447,977	174

(注) 1 役員に対する報酬及び退職手当の支給基準の概要
「公立大学法人名古屋市立大学役員の報酬に関する規程」及び「公立大学法人名古屋市立大学役員の退職手当に関する規程」に基づき支給しております。

(注) 2 教職員に対する給与及び退職手当の支給基準の概要
「公立大学法人名古屋市立大学職員の給与に関する規程」及び「公立大学法人名古屋市立大学職員の退職手当に関する規程」に基づき支給しております。

(注) 3 支給人員数は、年間平均支給人員数によっています。

(注) 4 支給額には、賞与引当金繰入額、退職給付引当金繰入額及び法定福利費は含まれておりません。

(1 4) 開示すべきセグメント情報

(単位：千円)

区 分	大学 (附属病院を除く)	附属病院	小計	法人共通	合 計
業務費用					
業務費	10,258,868	29,251,376	39,510,245	－	39,510,245
教育経費	887,694	－	887,694	－	887,694
研究経費	1,381,235	54,238	1,435,474	－	1,435,474
診療経費	－	17,180,459	17,180,459	－	17,180,459
教育研究支援経費	210,998	－	210,998	－	210,998
受託研究費	858,697	229,068	1,087,766	－	1,087,766
受託事業費	194,540	3,335	197,875	－	197,875
人件費	6,725,701	11,784,274	18,509,975	－	18,509,975
一般管理費	509,292	193,322	702,614	－	702,614
財務費用	421	6,510	6,932	－	6,932
雑損	7,749	297	8,047	－	8,047
小 計	10,776,332	29,451,506	40,227,839	－	40,227,839
業務収益					
運営費交付金収益	5,864,589	1,159,386	7,023,975	－	7,023,975
学生納付金収益	2,667,898	－	2,667,898	－	2,667,898
附属病院収益	－	27,383,488	27,383,488	－	27,383,488
受託研究等収益	883,377	240,157	1,123,535	－	1,123,535
受託事業等収益	201,294	4,727	206,022	－	206,022
寄附金収益	501,884	74,884	576,769	－	576,769
補助金等収益	159,723	55,853	215,577	－	215,577
施設費収益	23,578	－	23,578	－	23,578
研究関連収入	198,624	－	198,624	－	198,624
その他の業務収益	7,365	3,211	10,576	－	10,576
資産見返負債戻入	272,523	66,782	339,305	－	339,305
財務収益	1,192	800	1,992	－	1,992
雑益	150,637	260,357	410,994	－	410,994
小 計	10,932,689	29,249,649	40,182,339	－	40,182,339
業務損益	156,356	△201,857	△45,500	－	△45,500
土地	15,700,006	5,369,000	21,069,006	－	21,069,006
建物	11,904,695	10,612,906	22,517,601	－	22,517,601
構築物	261,982	129,757	391,740	－	391,740
その他	8,153,780	9,590,698	17,744,479	7,619,938	25,364,417
帰属資産	36,020,465	25,702,362	61,722,827	7,619,938	69,342,766

(注) 1 セグメントの区分は、事業の種類別に診療とその他に区分しています。

(注) 2 帰属資産のうち、法人共通については、現金及び預金、有価証券の額を計上しています。

(注) 3 目的積立金の取り崩しを財源とする費用は、大学（附属病院を除く）において業務費が22,916千円発生しています。

(注) 4 前中間目標期間繰越積立金の取り崩しを財源とする費用は、大学（附属病院を除く）において業務費が21,764千円発生しています。

(注) 5 損益外減価償却相当額及び損益外減損損失相当額並びに引当外退職給付増加見積額及び引当外賞与増加見積額のセグメント毎の金額は以下のとおりです。

(単位：千円)

区 分	大学 (附属病院を除く)	附属病院	小計	法人共通	合 計
減価償却費	616,070	1,919,245	2,535,315	－	2,535,315
損益外減価償却相当額	636,556	2,198,076	2,834,633	－	2,834,633
損益外減損損失相当額	－	－	－	－	－
損益外利息費用相当額	337	－	337	－	337
損益外除売却差額相当額	－	－	－	－	－
引当外賞与増加見積額	1,517	7,870	9,387	－	9,387
引当外退職給付増加見積額	△65,869	105,732	39,862	－	39,862

(注) 6 人件費の配分方法

医学部と附属病院の教職員の人件費を、勤務実態に応じて配分しています。この結果、大学（附属病院を除く）セグメントの人件費は88,416千円減少し、附属病院セグメントの人件費は同額増加しています。また、大学（附属病院を除く）セグメントの運営費交付金収益は88,416千円減少し、附属病院セグメントの運営費交付金収益は同額増加しているため、業務損益に与える影響はありません。

(15) 業務費及び一般管理費の明細

(単位：千円)

教育経費			
消耗品費		120,748	
備品費		16,166	
印刷製本費		22,627	
水道光熱費		123,543	
旅費交通費		5,675	
通信運搬費		3,952	
賃借料		40,499	
保守料		14,036	
修繕費		53,990	
損害保険料		99	
広告宣伝費		869	
行事費		446	
諸会費		5,674	
会議費		125	
報酬・委託・手数料		161,345	
奨学費		144,770	
租税公課		18	
減価償却費		168,953	
徴収不能額		2,411	
雑費		1,740	887,694
研究経費			
消耗品費		321,069	
備品費		82,848	
印刷製本費		7,857	
水道光熱費		190,508	
旅費交通費		109,435	
通信運搬費		7,384	
賃借料		6,078	
保守料		100,870	
修繕費		47,358	
損害保険料		13	
諸会費		21,918	
会議費		718	
報酬・委託・手数料		269,730	
学用患者費		10,591	
租税公課		6	
減価償却費		257,131	
雑費		1,951	1,435,474
診療経費			
材料費			
医薬品費	7,397,430		
診療材料費	3,617,936		
給食用材料費	10,318	11,025,684	
委託費			
検査委託費	305,544		
給食委託費	337,583		
医事委託費	450,682		
清掃委託費	150,932		
保守委託費	36,995		
物品供給業務委託費	217,533		
その他	732,170	2,231,441	
設備関係費			
減価償却費	1,888,718		
機器賃借料	138,602		
修繕費	402,185		
機器保守費	423,368	2,852,874	
研修費			
経費		14,345	
消耗品費	44,826		
備品費	52,860		
印刷製本費	10,722		
水道光熱費	576,759		
旅費交通費	68,192		
通信運搬費	17,455		
賃借料	217,226		

保険料	8,496		
広告宣伝費	257		
諸会費	15,756		
会議費	49		
報酬・委託・手数料	27,437		
徴収不能額	2,723		
徴収不能引当金繰入額	10,638		
雑費	2,712	1,056,114	17,180,459
教育研究支援経費			
消耗品費		68,301	
備品費		385	
印刷製本費		1,409	
水道光熱費		14,764	
旅費交通費		201	
通信運搬費		4,485	
賃借料		2,655	
保守料		10,791	
修繕費		1,905	
諸会費		456	
報酬・委託・手数料		18,548	
減価償却費		86,995	
雑費		97	210,998
受託研究費			1,087,766
受託事業費			197,875
役員人件費			
報酬		71,233	
法定福利費		9,996	81,230
教員人件費			
常勤教員給与			
給料	4,020,917		
賞与	1,177,299		
賞与引当金繰入額	25,755		
退職給付費用	282,338		
法定福利費	1,121,590	6,627,900	
非常勤教員給与			
給料	255,318		
法定福利費	20,211	275,529	6,903,430
職員人件費			
常勤職員給与			
給料	5,806,183		
賞与	1,569,123		
賞与引当金繰入額	91,274		
退職給付費用	200,470		
法定福利費	1,654,818	9,321,869	
非常勤職員給与			
給料	1,942,797		
法定福利費	260,647	2,203,445	11,525,314
一般管理費			
消耗品費		165,258	
備品費		1,646	
印刷製本費		12,585	
水道光熱費		24,520	
旅費交通費		6,481	
通信運搬費		7,907	
賃借料		13,004	
保守料		21,337	
修繕費		42,729	
損害保険料		28,323	
広告宣伝費		8,733	
行事費		686	
諸会費		7,485	
会議費		2,621	
報酬・委託・手数料		243,642	
租税公課		79,164	
減価償却費		28,613	
雑費		7,873	702,614

(1 6) 寄附金の明細

区 分	当期受入	件数	摘要
	(千円)	(件)	
大学（附属病院を除く）	781,553	2,612	うち現物寄附 160,396千円（1,517件）
附属病院	139,139	170	うち現物寄附 675千円（ 6件）
合 計	920,693	2,782	

(注) 当期受入額は運用利息601千円を控除しております。

(1 7) 受託研究の明細

(単位：千円)

区 分	期首残高	当期受入額	受託研究等収益	期末残高
大学（附属病院を除く）	56,824	916,352	764,738	208,439
附属病院	62,301	234,760	239,147	57,913
合 計	119,126	1,151,113	1,003,886	266,353

(1 8) 共同研究の明細

(単位：千円)

区 分	期首残高	当期受入額	受託研究等収益	期末残高
大学（附属病院を除く）	64,927	134,305	118,639	80,593
附属病院	326	956	1,009	273
合 計	65,254	135,262	119,648	80,867

(1 9) 受託事業等の明細

(単位：千円)

区 分	期首残高	当期受入額	受託事業等収益	期末残高
大学（附属病院を除く）	53,235	200,047	201,294	51,988
附属病院	-	4,727	4,727	-
合 計	53,235	204,774	206,022	51,988

(20) 科学研究費補助金等の明細

(単位：千円)

種 目	当期受入	件 数	摘 要
新学術領域研究	(74,906) 22,472	7	文部科学省
基盤研究 (S)	(12,200) 3,960	1	独立行政法人 日本学術振興会
基盤研究 (A)	(27,100) 8,130	3	独立行政法人 日本学術振興会
基盤研究 (B)	(103,876) 32,723	26	独立行政法人 日本学術振興会
若手研究 (A)	(14,200) 4,260	4	独立行政法人 日本学術振興会
研究活動スタート支援	(2,849) 1,050	4	独立行政法人 日本学術振興会
新学術領域研究 (国際共同研究加速基金 【国際活動支援班】)	(100) 30	0	独立行政法人 日本学術振興会
学術研究助成基金助成金 (基盤研究 (B))	(5,130) 1,515	4	独立行政法人 日本学術振興会
学術研究助成基金助成金 (基盤研究 (C))	(279,106) 81,375	246	独立行政法人 日本学術振興会
学術研究助成基金助成金 (挑戦の萌芽研究)	(26,904) 8,011	28	独立行政法人 日本学術振興会
学術研究助成基金助成金 (挑戦の研究 (萌芽))	(14,400) 4,320	6	独立行政法人 日本学術振興会
学術研究助成基金助成金 (若手研究 (B))	(102,000) 29,856	95	独立行政法人 日本学術振興会
国際共同研究加速基金 (国際共同研究強化)	(9,400) 2,820	3	独立行政法人 日本学術振興会
特別研究員奨励費	(5,007) 272	6	独立行政法人 日本学術振興会
奨励研究	(550) 0	1	独立行政法人 日本学術振興会
研究成果公開促進費 (学術図書)	(900) 0	1	独立行政法人 日本学術振興会
厚生労働科学研究費補助金	(39,914) 6,103	2	厚生労働省
合計	(718,545) 206,898	437	

(注) 当期受入は間接経費相当額を記載し、直接経費相当額については外数として () 内に記載しております。

(2 1) 上記以外の主な資産、負債、費用及び収益の明細

(2 1) - 1 現金及び預金の明細

(単位：千円)

区 分		金額
現金		6,933
預金の種類	普通預金	2,053,004
	定期預金	1,300,000
	小計	3,353,004
合 計		3,359,938

(2 1) - 2 未収附属病院収入の明細

(単位：千円)

区 分	金額
国民健康保険団体連合会	2,768,707
社会保険診療報酬支払基金	1,995,236
患者未収入金	163,558
その他	85,130
合 計	5,012,632

(2 1) - 3 資産見返物品受贈額の明細

(単位：千円)

区 分	金額
構築物	18,619
工具器具備品	485
図書	5,400,084
その他	6,869
合 計	5,426,058

(2 1) - 4 未払金の明細

(単位：千円)

区 分	金 額
教職員への退職金	395,533
株式会社スズケン	448,729
株式会社八神製作所	356,348
アルフレッサ株式会社	306,691
中北薬品株式会社	198,427
株式会社カーク	190,677
理科研株式会社	134,465
株式会社フォーム	121,931
その他	2,406,837
合 計	4,559,641

(2 2) 関連公益法人等の概要等

該当事項はありません。